

収用明渡裁決取消しを求める審査請求書 正誤表

ページ	誤表示	修正表示	修正版 ページ
6 以降	裁定	裁決	7 以降
8	の執行停止すべ	の執行を停止すべし	9
19	公益の利益	公共の利益	20
20	ほぼなっ ている	ほぼなっている	21
21	比較衡登の	比較衡量の	22
25	2) 佐世保市民が石木ダムを必要として いるのか?	2) 佐世保市民が石木ダムを必要として いるのか? →必要としていない!	26
28	至上命令になっている。	至上命題になっている。補助金カット は財政上の問題だけではなく、その事 業の必要性が否定されるからである。	29
29	水道施設設計指針 2012 年度版 48 ページ	水道施設設計指針 (2012 年度厚生労働 省) 48 ページ	30
29, 30, 32	水道施設維持管理指針・解説	水道施設設計指針	30～33
28	計兩取水量は	計画取水量は	30
29	見込んだ計画ど	見込んだ計画と	30
29 以降	取水所	取水場 一括置換	30
29 以降	安全率	安全 一括置換	30～
29	沖水場に	浄水場に	30
29	静水処理の	浄水処理の	30
29	佐世保水道は	佐世保市営佐世保地区水道 (以下、佐 世保地区水道と記す) は	30
29 以降	佐世保市営水道	佐世保地区水道	30 以降
32	水道施設設計指針・解説で	水道施設設計指針で	33
32	利用量率の最小値 90%をかけて	浄水場排水処理施設の処理水を着水井 に戻し再利用しているにもかかわら ず、再利用ナシを想定した 90%をかけ て	33
33	とシナリオの	というシナリオの	34
33	SSK	佐世保重工業株式会社 (以下「SSK」と いう。)	34
34	従前と佐那仏方法が異 なるのは問題に ならない	従前と算出方法が異なるのは問題にな らない	35
34	記載されていなかった、	記載されていなかったと、	35
35	①…, ②…, ③…, ④…, ⑤…,	①…, ②…, ③…, ④…, ⑤…,	36

	⑤…, ⑥…	⑥… ⑦…	
35	平成 25 年	平成 25 年度	36
36	三本目取水場の	三本木取水場の	37
36 2 つ	腹部地区	北部地区	37
36 ~	取水所	取水場 一括置換	37~
40	「岡本取水場」、「岡本貯水池」、「岡本水源」	「岡本貯水池」に統一	37~
41	許可水利権・慣行水利権・地下水というシバリはない。	許可水利権でなければならない・慣行水利権ではいけない・地下水でなければならない、というシバリはない。	42
43	なお、上記イニシャルコスト 353.5 億円の内、助成金を除いた市負担額除いた平成 25 年度以降の負担額は 202 億円である。	なお、上記イニシャルコスト 353.5 億円の内、助成金を除いた市負担額の平成 25 年度以降の負担額は 202 億円である。	44
47	4) 川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか?	川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか?→全くの無駄!	48
47	「川棚川の	「川棚川の	48
48 以降	現状河道	現況河道	48 以降
49 2 つ。 57 1 つ	1975 年度 (H50 年度)	1975 年度 (昭和 50 年度)	50 2 つ 58 1 つ
49	貯留起案数法	貯留関数法	50
50	生起確率確認すると	生起確率を確認すると	51
50	500 年に 1 回から 1000 年に 1 回	1/500 から 1/1000	51
50	文配的な	支配的な	51
50	降雨カ E	降雨が	51
50	場合には.	場合には,	51
50	当骸	当該	51
50	昭和 23 年 9 月洪水型のピーク流量 1,128 m ³ /秒は、石木ダム合流点では野々川ダムによる 80m ³ /秒の低減効果を受けているので、1,048m ³ /秒になっている。1,048m ³ /秒は計画高水流量 1,130m ³ /秒以内の流量であるから、石木ダムによるピークカットは不要である。	昭和 23 年 9 月洪水型のピーク流量 1,128m ³ /秒は、計画高水流量 1,130m ³ /秒以内の流量であるから、石木ダムによるピークカットは不要である。その上、野々川ダムにより 80m ³ /秒低減され 1,048m ³ /秒となるから、石木ダムによるピークカットはますます不要である。	51
53	の流れすべての水量はわずか	に流れるすべての水量はわずか	54
53	石木ダムが必要などというのは全く理	石木ダムなど必要ない。	54

	解できない。		
53, 54	調整	調節	
54	落とす」が	落とす」に	55
54	河川負担分の	河川負担分の割合は	55
55	回答書が	回答書で	56
56	公害等調整委員会回答書は一方で、利水面では認定庁の主張を全面引用して事業認定取消審査請求に「理由なし」としている。得られる利益に疑義を挟んでいないばかりか、失われる利益については一言も触れていない。	公害等調整委員会が認定庁に意見を述べているのは、審査請求人からの指摘に答えるべく材料が提出されていないという点だけである。ほかのすべての指摘に対しては、認定庁の主張を全面採用して、「理由なし」とする、極めて一方的かつ杜撰な回答書である。	57
57	公害等庁瀬委員会の	公害等調整委員会の	58
57 から	審査請求者	審査請求人	58 から
57	川棚川水系工事实施計画	川棚川水系工事实施基本計画	58
57	川棚川水系基本高水流量	川棚川洪水基準点（山道橋地点）基本高水流量	58
57	本審査請求人	審査請求人	58
57	再検証	検証	58
57	早急抜く出す	早急に出す	58
57	(計画高水流量の変遷は次のとおりである、	(計画高水流量)の変遷は次のとおりである。	58
58	機会があった	機会があった。	59
	現状河道に	現況河道に	59
	想定氾濫面正規を	想定氾濫面積を	59
	にが等していた	に該当していた	59
	6.まとめ の章の位置	7. 本件審査請求人 嶋津暉之氏の証人尋問証言 の章の位置と置き換える	60
	本審査請求者たちが	審査請求人らが	60
59	本件審査請求人	審査請求人	60
	7. 本件審査請求人 嶋津暉之氏の証人尋問証言 の章	6.まとめ の章の位置と置き換え	59
60	余裕高（堤防高一当該流量の水位）が半分になるだけであり、	現況堤防高が基本高水流量の水位を上回る高さは、正規の堤防余裕高の半分になるだけで、	60